

平塚市 健康づくり 推進条例

平成28年10月1日スタート！



平塚市では、健康づくりの推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより、市民、地域団体、事業者及び市の協働による健康づくりを推進し、健やかで心豊かに生活できる社会の実現に寄与することを目的として、この条例を制定しました。

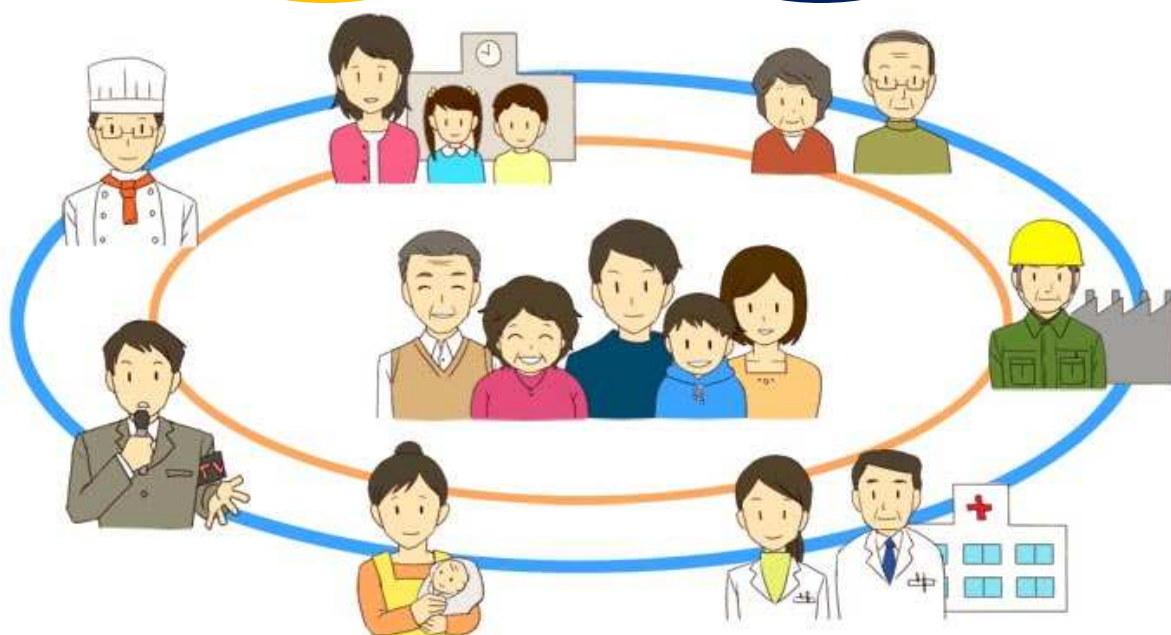
平塚市健康づくり推進条例の基本理念

健康が
生活の質を高める
ということの認識

市民、地域団体、
事業者及び市の
役割の認識

全世代を通じた
継続的な
健康づくり

市民、地域団体、
事業者及び市の
相互協力による
健康づくりの推進



生活の質を高めて

健やかで心豊かに生活できる社会を実現するために



平塚市

市は、市民、地域団体及び事業者の皆様と相互に連携を図りながら、協働して以下の健康づくりに関する施策を推進します。

栄養・食生活

身体活動・運動

休養・こころ

喫煙・飲酒

歯・口腔

がんの予防

生活習慣病

その他

上記の施策を推進するため取り組むことは、次のとおりです。

健康増進計画
の策定

推進体制
の整備

協議会
による審議

平塚市健康づくり推進条例の概要

平塚市 健康・こども部 健康課

〒254-0082 平塚市東豊田448番地3(保健センター)

電話: 0463-55-2111 FAX: 0463-55-2139

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/> (平成28年7月発行)

目的(第1条)

健康づくりの推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより、市民、地域団体、事業者及び市の協働による健康づくりを推進し、健やかで心豊かに生活できる社会の実現に寄与する

定義(第2条)

市民

市内で居住する人、働く人又は学ぶ人

地域団体

市内で保健、医療、福祉その他健康づくりに関する活動を行うもの

事業者

市内で事業活動を営む者

協議会

平塚市附属機関設置条例に規定する市民健康づくり推進協議会

基本理念(第3条)

健康づくりは、市民一人一人が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できるよう全世代を通じて継続的に行われるとともに、健康が生活の質を高めるために不可欠であることを認識して推進されなければならない

健康づくりは、市民、地域団体、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に協力して地域全体で推進されなければならない

市の責務(第4条)

市民、地域団体及び事業者と相互に連携を図りながら、協働して健康づくりに関する施策を包括的に推進しなければならない

健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、地域団体、事業者及び協議会の意見を反映させるように努める

市民の役割(第5条)

健康づくりに関する知識及び理解を深め、自らの健康状態に応じた健康の保持及び増進に関する取組を主体的に行うとともに、家庭、地域及び職場における健康づくりに関する活動に参加するよう努める

地域団体の役割(第6条)

地域の健康づくりを推進するため、健康づくりに関する活動に積極的に取り組むとともに、他の地域団体等が行う健康づくりに関する活動及び市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める

事業者の役割(第7条)

その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める

健康増進計画(第8条)

計画策定

市長は、健康づくりに関する施策を推進するため、健康増進計画を策定する

計画事項

計画は、健康づくりの推進に関する基本方針、目標及び施策を定める

意見聴取

計画策定の際は、協議会の意見を聴き、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じる

公表評価

計画策定の際は、速やかに公表し、計画期間の中間年及び最終年に評価し、その評価を公表する

健康づくりの推進に関する施策(第9条)

市長は、健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施する

栄養及び食生活、身体活動及び運動、休養及びこころの健康、喫煙及び飲酒、歯及び口腔の健康、がん予防・早期発見及び早期治療、生活習慣病の重症化予防及びその他健康づくりを推進するために必要な施策

調査及び分析(第10条)

市長は、健康づくりに関する本市の課題を明確にするため、市民の健康状態等に関する調査及び分析を行う

協議会(第11条)

協議会は、市民健康づくり推進協議会規則に規定する所掌事項に基づき、市民の健康づくりの推進に関することについて審議する

情報提供(第12条)

市長は、市民、地域団体、事業者及び協議会に対して、健康づくりの推進に関する情報の提供その他の必要な支援を行う

推進体制の整備(第13条)

市長は、健康づくりに関する施策を包括的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備する